

GONGOVA 現地研修プログラムの「理念と行動コード」

この理念と行動コードは、GONGOVA 現地研修プログラムの際に、参加青年達により共有されることが望まれます。

編集: 富田 育磨 (GONGOVA タイ現地事務所)

以下の内容は、GONGOVA (草の根国際協力研修プログラム*) を主宰の川嶋辰彦先生を中心に、GONGOVA の現地研修参加青年達や現地スタッフにより、過去二十余年に亙り蓄積・共有されて来た「GONGOVA 活動の脈所 (みやくどころ)」です。(* 2011 年までは、「学習院海外協力研修プログラム」と呼称されました。)

I 現地研修プログラムの、目的と理念・ミッション・指針・心構え

I-1 目的と理念: GONGOVA の主な目的は、発展途上国タイに於いて山村支援活動を進め、日タイ両国から活動に参加する青年達の人間的成長を促す事にあります。この目的の拠って立つ理念は、世界人権宣言が謳う「人権 human rights」の尊重にあり、同理念に則り GONGOVA の現地研修プログラムが目ざすところは、「人が人らしく扱われる社会」を大切にすること。参加青年達の内面により広やかに育つ環境 (場所と機会) を、国際ボランティア活動の枠組みを介して提供する点にあります。

上記の目的と理念に適う基本的な観点と姿勢は、次の通りです。

- (1) 基本的な観点: 人種、民族、性、社会的な出自、心身の障害の有無、信条・宗教などを超えて、人はみな等しく同じ価値を享有する。

「世界人権宣言」 Universal Declaration of Human Rights (第3回国連総会で1948年12月10日に採択) の第1条は、次の様に謳っています。「全ての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。」 (All human beings are born free and equal in dignity and rights.)

- (2) 基本的な姿勢

(2-1): 基本的な姿勢 (1): 他者への理解と支援

- ① ハンディ・キャップを負う人々に温かな配慮を寄せる。

特に例えば次の位相的対置構図の中で生じ得る人権面での不条理を、国際的・経済的・社会的・個人的な文脈に於いて直視・整理・行動できる力を伸ばす (以下 (ア) ~ (オ) の範疇は、互いに背反とは限りません)。

人権面での対置関係 (例):

(ア) 「発展途上諸国」	対	「先進工業諸国」
(イ) 「集団や地域の周縁部」	対	「集団や地域の中心部」
(ウ) 「弱い (不利な) 立場」	対	「強い (有利な) 立場」
(エ) 「少数派 (マイノリティ)」	対	「多数派 (マジョリティ)」
(オ) 「肉体的・精神的障害者」	対	「肉体的・精神的健常者」

- ② 「行政的領域のサービス」と「民間的領域のサービス」の恩恵に充分與れない人々 (或いは、恩恵から取り残されている人々) に対する、『市民的領域のサービス』として位置づけられる『社会的セーフティ・ネット (安全網)』の構築に、健全な自律的意志の下で自分の出来る範囲内で意欲的に参画する。
- ③ 言われのない差別・偏見を容認したり募らせたりする発言や行為に対して、人間としての強い意志をもって正鵠を射た理論に拠り冷静に弁駁・対峙する。

(2-2) : 基本的な姿勢 (2) : 視野を広める

眞嶋史叙学習院大学教授の言葉：「広い視野に立つということは、まず己を見据え、異文化を異とせず、自己と世界の間を自由自在に行き来して、最果ての地に住む生身の人間に共感できることではないだろうか」（『学習院大学輔仁会雑誌』、2008年、231号）。

I-2 ミッション：国際協力NGOヴォランティア活動との取り組み

GONGOVAの現地研修プログラムは、下記の2つのミッション・プログラムにより構成されます。

- (1) **教育プログラム：広い視野と深い洞察力の涵養に役立つ、「非日常的な生活・労働環境」を参加青年達に提供。**
現地研修プログラム参加青年達の、「自己を見詰める開拓心、自己発見、自己啓発、自己実現」、「他者に寄り添う雅量、他者支援、他者理解」、並びに「自然環境に対する感性・洞察力の高揚・深化」に資する、草の根的国際 NGO ヴォランティア活動プログラムを執り行なう。

より具体的には、参加青年達がタイ北部の熱帯季節林内山村に滞在し、必ずしも容易でない諸条件の下で生活しながら、タイの青年達及び村人達と共同で労働作業に携わる。この経験を介して参加青年達は、自分・他人・社会・自然環境を静かに見つめ、国際協力の切り口でNGOとODAの意義を多面的に考察し、夫々の人間が個々に有する「掛け替えない価値」をあらためて認識し、タイの経済・社会・文化の豊かな特性を学び、アジアの歴史・現在・将来を思案し、ひいては世界平和の構築に確と思いを巡らし、且つ、寛厳併せ持つスケールの大きな自然と親しく向かい合う。

その結果、参加青年達が自らの国際性、ヴォランティア性、非偏見性、創造性、寛闊性、自立性、及び強韌性を涵養し、堅実な体験に根差した広やかな夢と希望を語る意気を育て、ゆとりと恕しの心根を培い、持続可能な社会及び自然の価値に関する認識を深め、創造的で器量の大きな人格を形成することに、夫々役立つことを目指す。

- (2) **実践プログラム：森林資源の保全と利活用並びに山間地の社会経済発展に役立つ、「山村支援活動」の実施。**
自然環境の再生・創出、教育・衛生環境の整備、地域経済の振興などの面で、発展途上国の山村支援に資する草の根的国際 NGO ヴォランティア活動プログラムを執り行なう。

より具体的には、次の目的に役立つ作業をタイ北部の熱帯季節林内山村に於いて実施する。

- ① アグロ・フォレストリー（森林保全型農業）の導入。
- ② 森林緑化の促進（換金性果実樹木の栽培を含む）。
- ③ 在来種ミツバチ養蜂の普及。
- ④ 熱帯季節林内水資源の有効活用（森林防火・生活用水貯水槽並びに簡易水洗便所の建設など）。
- ⑤ 山村に於ける社会・生活基盤環境（居住、教育、衛生医療環境など）の改善。
- ⑥ 山間地経済の発展。

I-3 現地滞在中の生活指針・思索テーマ

- (1) **計画のない計画こそ最善の計画である。 The plan without planning is the best plan.**

川嶋先生が GONGOVA の参加青年達に屢々紹介する、含意豊かな言葉です。この表現は、建築家バーナード・ルドフスキー Bernard Rudofsky の著書『建築家の携わらない建築』Architecture without architects のタイトルから、川嶋先生がヒントを得て創出された、先生御自身の造句です。

- (2) **5つの「ゆ」心 five “yu”-minds.** 即ち、譲（ゆず）る心、委（ゆだ）ねる心、余裕（ゆと）る心、夢（ゆめ）見る心、及び恕（ゆる）す心。これらは順に、次の様に言い換えられます。即ち、「他人を立てる」心、「作業は他人に任せつつも起こり得る失敗の責任は自ずから率先して引き受ける」心、「柔軟で縫い代（ぬいしろ）の広い」心、「渺茫（びょうぼう）たる満天の星を仰ぎ遙か彼方に思いを馳せる」心、及び「穏やかな含怒含忍（がんど がんじん）即ち、ならぬ堪忍するが堪忍」の心です。五つの「ゆ」心は、日・タイ両国から現地研修プログラムへ参加する青年達が、山村で共に生活し作業に携わる際の有用な濡標（みおつくし）として、川嶋先生が提唱される「ゆるやかな心構え」です。

5つの「ゆ」心： 譲（ゆず）る心 委（ゆだ）ねる心 余裕（ゆと）る心 夢（ゆめ）見る心 恕（ゆる）す心
--

- (3) **「草の根的国際ヴォランティア活動」の実践。** 川嶋先生は、「草の根的国際ヴォランティア活動」を、「途上国内途上地域居住者と直接触れ合い、地域のニーズや慣習等に充分配慮し、現場主義的にかつ手作りで執り行なう活動様態」と、説明されます。

- (4) **建設的批判精神の養成**。何事についても議論や考察を始める際には、『予め設定されている大前提の妥当性』に対する検証の必要性を吟味するよう努めましょう。即ち、「先決命題要求の虚偽 *petitio principii*」* のカテゴリーに属する誤謬考察に陥らない様に留意しましょうと、川嶋先生は折々参加青年達に語り掛けます。

(* 「証明を必要とする命題」を、既に検証をパスした命題と看做して、同命題を前提に据えて試みる議論)

[例] 「ドゥリアン (*durian*) は果実の王様である。しかるにこの実は熟したドゥリアンである。ゆえにこの果実は頗る美味しい。」(Cf. 同義反復 *tautology*, 三段論法 *sylogism*)。

I-4 現地で期待される心構え

- (1) 質素な生活と高邁な理想 **Plain living and lofty ideal.**
- (2) 「自然環境・生活環境の厳しさ」や「馴染みの少ない事物」にも次第に慣れる心意気。
- (3) 「痛い、痒 (かゆ) い、まずい、からい、きたない、埃っぽい、暑い、寒い、つまらない、さみしい、気味悪い (特に爬虫類・昆虫に対して)」等の状態を、寧ろ心地よく受容する積極性。
- (4) ゴキブリさん、クモさん、ケムシさん、ガさん、ヘビさん、ネズミさん、コウモリさん達に、親しい友たる眼差 (まなざし) を優しく注ぐ心根。この心根からは何条もの小径が、発見、感激、賛嘆、仁慈、憐憫、愛情、神秘などの世界へ通じています。
- (5) 「ともに労働し、ともに経験し、ともに語り合う喜び」と、「仲間と感性の共鳴に心を震わせ合う感動」の追求。
- (6) 「不便性への回帰、非日常性の追求、『異文化を異とせぬ』異文化接触」の醍醐味を味わう。
- (7) 「様々なレヴェルの仕切り板」を乗り越えて、広い視野に立とうとするチャレンジ。
- (8) 「小型楽器・スケッチブック」等の持参もまた楽しからずや。
- (9) 「山野跋涉・草行露宿・閑雲野鶴」の興趣にも心を躍らさず。
- (10) 「肩肘張らないルースさ」の価値の再発見。
- (11) 「足るを知る (*Learn to be contented.*)」恬淡 (てんたん) たる態度。
- (12) 「自分を静かに見据える効用」の高められる選択肢が個人の内面から湧出して来た場合には、グループ全体で予定されている作業よりも当該選択肢を優先しましょう (例えば休養する、思索に耽ける、詩を書く、歌を詠む、スケッチを楽しむ、静かに空を眺める、無為の時間を食ふ)。他方、全体で予定されている作業に携わる方は、上に記した類の「他人の自律的選択」を、受容し寧ろ褒め称えましょう。

II 現地研修山村での行動コード

II-1 「五非」の原則

即ち、「非差別、非偏見、非飲酒・非喫煙、非哄笑、非村外外出」の原則です。差別をしない・偏見を抱かないスタンス (非差別・偏見) は、人のありように係わるものです。アルコールを摂らない (非飲酒)、煙草を吸わない (非喫煙) は、健康管理の為です。高笑いは、私たちが現地で滞在する村の文化には一般に馴染みません。この観点に拠り、大きな声で笑うことは控えましょう (非哄笑)。滞在している村の域外には出ない心積もり (非村外外出) は、安全確保の危機管理として肝要です。

「五非」の原則： 非差別 非偏見 非飲酒・喫煙 非哄笑 非村外外出

II-2 山村生活中に配慮すべきポイント

- (1) 滞在先の山村では、尊敬の念 (当該山村の文化・社会・個人に対して) と感謝の気持ち (私共を受け入れて下さる村の方々の寛大な心遣いに対して) を持って村の方々に接しましょう。
- (2) 現地研修活動期間中、村の方々に對して金品等 (例えば、現金、貴金属、時計、衣類) を贈与されたい方は、事前に引率責任者に御相談下さい。ケース バイ ケースで、村の方々の間に不慣れた軋轢が生じる事のない様に十分に配慮した結論を出すことに致しましょう。
- (3) 山村では日常の暮らしを皆で楽しみながら過ごすために、現地の生活様式を尊重し、且つ良質な「会話の内容、言葉使い (日本語・バガニョー語 (白カレン語)・タイ語ともに)、洗練された生活スタイルを志向する態度」を、大切にして下さい。
- (4) 村の方々が慣れ親しんでいる生活ペースとスタイルを乱さないために、哄笑 (こうしょう。声高く笑うこと) は、お慎み下さい。
- (5) 水が不足がちな乾季 (10月～翌年5月) に実施される現地研修の場合には、村人の生活用水確保の為に、節水に努めましょう。水不足が著しい際は、村の方々の日常生活を最優先し、シャワーや洗濯は2～3日に一度にしましょう。「数日に一度のシャワーや洗濯、これもありかな」と、内心ルンルン気分で見守る生活リズムに首尾よく適応する。

—— なんと素晴らしいことでしょう。

II-3 健康維持面での一般的留意事項

- (1) 早朝には、5-10 回程度の深呼吸を試みましょう。
- (2) 水分摂取に努めましょう（脱水症予防のため）。スポーツ・ドリンクをミネラル・ウォーターで2 倍程度に薄めて飲む方法をお勧めします。炎天下の集中作業中は、20 分当り 200cc の水分摂取を目安にして下さい。
- (3) 生水（なまみず）、生物（なまもの）は摂らないようにしましょう（下痢予防のため）。
- (4) 屋外では帽子を着用して下さい（熱中症・日射病予防のため）。
- (5) 体調不良時には、逡巡することなく作業を休みましょう（体力回復のため）。
- (6) 村内では冷水シャワーの利用が通常可能です。しかし溪流取水口からの給水が滞り、数日間に亘り冷水シャワーがとれない場合があります。その際には飲料用のミネラル・ウォーターを大切に利用しながら、健康管理に努めて下さい。
- (7) 現地では、蚊、虻、ブユ、ダニ、及びケムシ等に刺されたり噛まれたりします。それを効果的に予防する服装を選びましょう。虫刺され体質の方は、「半袖・半ズボン・裸足」を避け、搔痒に悩む時間を少なくしましょう。また、就寝時のダニ対策として、靴下を履きその上から防虫スプレーをかけたり、寝袋や夜着を日中適宜日干しする試みは、効果的です。
- (8) 遠出の際には、雨具を携帯しましょう。また、天候によっては落雷の危険に留意しましょう。
- (9) 村外で、フィールド・ワーク用のバスやバンに乗車する折には、セーター又は厚手の上着を携帯して下さい（バスやバン内では過剰冷房に難儀する場合があります）。
- (10) 防寒対応の寝袋（目安として -5°C 対応のもの）を必ず御持参下さい。就寝用銀マット類を持参されると更に宜しいでしょう。現地山村に於ける2~3 月の朝晩の気温は、 5°C を割ることがあります。

II-4 睡眠関連

- (1) 山村では、「早寝早起きの習慣 early habits」をつける様にしましょう。典型的な1 日のスケジュールは、次の通りです。[06:00 起床、07:00 朝食、08:00 作業、11:00 昼食、12:00-13:00 午睡、13:15 作業、18:00 夕食、その後休憩を経て、21:00 静粛時間（フィスパリング・タイム whispering time）開始、22:00 就床]
- (2) 山村では静粛時間（21:00 - 06:00、及び午睡時間帯）を遵守しましょう（他人の睡眠を妨げないため。村内で早寝の方は20:00 前に就寝されます）。
- (3) 山村での就寝時には、必ず蚊帳を張って下さい（マラリア、デング熱等予防の為）。また、寝袋を使用して下さい（風邪を患らわない為）。蚊帳は、GONGOVA が全体用品として御用意致します。
- (4) 山村での午睡は、1 時間充分にとりましょう（疲労回復の為）。入眠困難な方は、目を閉じて1 時間横臥しましょう。
- (5) 出発日前夜は早めに就寝し、往路の航空機内では仮眠に努めましょう。入村直前の夜は、ホテルからの外出を是非控え、心して睡眠をとりましょう。入村後も含め十分な睡眠は、御自分の健康管理上肝要です。

II-5 食事関連

- (1) できるだけ現地の方々と同じ種類の料理を、採りましょう。個人的に召し上がりたい料理があっても、原則的に我慢して下さい（但し、食品アレルギーとの関連で個人の健康管理上留意を要する場合は、この限りではありません）。なお食事は質素ですが、栄養・カロリー面で不足や偏りが無い様、担当スタッフが配慮致します。
- (2) 料理の内容は、賄い担当の現地スタッフに委ねて下さい。また、個人的な調理は御遠慮下さい。
- (3) GONGOVA 用の食事を準備する厨房内には、入らないで下さい（食品衛生管理のため）。
[但し、見学・記録の目的で調査責任者の許可を得た上での入房は、この限りではありません]
- (4) 食事は腹八分目に控えましょう。御飯は充分に咀嚼（そしゃく）しましょう（例えば、噛む回数を通常の1.5 倍（約30 回）に増やす試みも宜しいでしょう）。出村後も同様に努めましょう（胃への過負担を防ぐため）。
- (5) 村外の屋台では、飲食物を召し上がらぬよう御留意下さい。また、アイスクリームや冷たい飲み物は、出来る事なら帰国する迄辛抱しましょう（食中毒・消化不良予防のため）。[但し、タイの青年はこの限りではありません。]

II-6 危険の回避

- (1) 椰子（やし）の樹木の下（半径 2 m）には立ち入らないで下さい（椰子礫〈やしつぶて〉の落下直撃を受けると致命傷となる危険があります）。大型果実（例えばパパイヤ、ジャックフルーツの実）の落下にも注意ください。
- (2) 宿舎用家屋の出入り口や労働作業現場近くに、転落の危険を誘う崖っ縁（落差 70cm 以上が目安）がある場合、① そこへは近寄らない様に心懸けると同時に、② 転落防止用の縄紐を張り巡らすなり安全柵を取り付けるなどの努力を払いましょう。
- (3) 薪割りを手伝う際、鉈（hatchet）で薪（firewood）を割る（split, chop wood）際に、薪の破片（broken piece）が跳んで眼に入る事のない様注意しましょう。
- (4) 毒へびや大型の蜂に遭遇した際は、取り乱さずにその場から退避することが肝要です。例えば、飛来したスズメバチを慌てて手で払うと、蜂は手を攻撃対象と看做すことがあります。万が一に備えて、GONGOVA が全体用品の一部として用意する毒吸引器「アスピナン」の使用に、予め慣れておきましょう。
- (5) 村の家屋内に招かれた際は、建て付けの必ずしも頑丈ではない「階段、床面、手すり等」に十分注意を払いましょ

- う。また、思わぬところから突出している場合のある釘先や尖った針金等にも注意しましょう。
- (6) 村の内外で、オートバイや自動車のハンドルを握らないようにしましょう。また、ボート類には乗らないで下さい。更に、タクシー等の乗車前には、「法定速度を下回るスピードでの安全走行」の要望を、ドライバーにしっかりと伝えて下さい（交通事故や水難事故を避けるため）。
 - (7) 村外では（特にバスターミナル等では）、『意図せぬ密売麻薬の運び屋』に仕立て上げられる顕著な危険を、回避して下さい。
 - (8) 村内の作業場所や農地等でピックアップ・トラックの荷台に乗車して移動せざるを得ない場合は、荷台の縁（へり）に腰をかけた後、縁から腕や手足を出したり、荷台の上で立ち上がったりしないで下さい。また、荷台後部の荷扉のロックが正しくかけられていることも確認しましょう。
 - (9) 乗用車利用の際は、半ドアでないことを確認して下さい。またシートベルトは必ず装着して下さい。
 - (10) 土色をした流れ（溪流を含む）は徒（かち）で渡らないようにしましょう（上流で大雨の降った可能性があり、突然の増水で帰路引き返せなくなる可能性があります）。また、速い流れ（エネルギーを含んだ流れ、溪流を含む）には絶対に入らないで下さい（足をさらわれて溺死に至る恐れがあります）。雨季の場合、これらの点について特に注意して下さい。
 - (11) 飛行中の航空機内では、シートベルト着用ランプが点灯していなくとも、着席中はシートベルトを腰の低い位置に常時しっかりと締めておきましょう。

II-7 感染症の予防

- (1) 食前に手洗いと指先消毒（エタノール70%溶液による）を徹底しましょう。
- (2) 大皿からの取り分けには、必ず取り分けスプーンを用いて下さい（黴菌感染予防のため）。
- (3) 食器、スプーン類は、アルコール綿で消毒してから使用しましょう。その際、風邪をひいている人及び指先に怪我のある人の消毒作業は、自分が使用する食器とスプーンに限って下さい。
- (4) 食後には食中毒予防のため、「滅菌効果」に富む「梅肉エキス」や、「滅菌効果や免疫力の向上」を期待できるニンニク抽出エキスの「キョーレオピン」を、GONGOVAは経験則として参加者各自にお勧めしています。また、整腸剤の乾燥酵母や、栄養分を調整するビタミン剤なども、各自の判断で摂取されると宜しいでしょう。
- (5) 含嗽（がんそう（うがい））を、頻繁に励行しましょう（風邪や他の細菌侵入予防のため）。
- (6) ひどい風邪を引いている方々は、スペースに余裕がある場合グループから2~3m程離れた「指示された場所」で御就寝下さると幸いです。
- (7) HIV等の感染症、及び住血吸虫（blood fluke、溪流などの淡水に浮いていることもあります）に対する注意を、喚起して下さい。
- (8) 犬（子犬であっても）や他の哺乳類小動物（ペットを含みます）に触れることは、狂犬病予防（against rabies a hydrophobia）の観点より是非避けて下さい。哺乳類に咬まれた場合には、直ちに引率責任者又は医療担当者にお知らせ下さい。狂犬病予防処置を迅速に施すため、町の病院へ急行する必要があります。現地の犬は可愛がられることに慣れていないので、Pettingをすると咬みつかれる恐れがあります。
- (9) 帰国後、発熱又は下痢の症状が数日間続いた場合には、熱帯医療の専門医がいる、例えば下記の医療機関で検診を受けましょう。 [国立国際医療研究センター] 東京都新宿区、Tel: 03.3202.7181

II-8 「非日常性」の追求

- (1) 他人の平穩を妨げないために、オーディオ機器の使用は記録目的の場合を除き控えて下さい（但しイヤホン使用の場合はこの限りではありません）。
- (2) 一般的な余暇の遊び道具（カードゲーム、ボードゲーム、ジグソーパズルなど）は御持参なさらない方が、より趣き深い現地生活を味わえます。
- (3) 出発までに、英語・タイ語・バガニョー語・アカ語のうち1つ又は幾つかを或る程度習得しておかれますと、タイ滞在中の非日常性が一層膨らみます。
- (4) モバイル端末等の必要以上の使用は控えましょう。

II-9 「トリ・インフルエンザ」関連の注意喚起

- (1) 「生きた鳥を扱ったり、鳥を捌（さば）いたりしている」市場には、絶対に立ち入らないで下さい。
- (2) 村内でも、生きた鳥には近づいたり、接触したりしないで下さい。
- (3) 生肉には触れないで下さい。

III その他

III-1 御自宅を出発する際に

- (1) パスポートをお忘れなきよう呉れ呉れも御留意下さい。とくに、パスポート紛失に備え複写を取られる際、コピー機からお取り忘れなきよう御確認下さい。

- (2) 空港へ向かう途中や、空港に着いてから**パスポート**のお忘れに気づかれましたら、「出発日当日の緊急連絡先」（旅程表に明記されております）まで速やかに御連絡下さい。必要な情報を可能な限り提供致しますので、善後策を共に考えましょう。航空券のキャンセル料金等の御負担をお願いする場合があります。しかし、「全ては今後の為の経験」と気持ちを切り替えて、焦らず落ち着いた行動を心がけましょう。

Ⅲ-2 海外旅行保険と予防接種

- (1) 海外旅行保険代は通常、参加費用の中に含まれています。但し、この限りでない例外的な GONGOVA プログラムへ参加の場合には、参加者各自で「**海外旅行保険手続き**」を必ず済ませて下さい。
- (2) GONGOVA による現地研修プログラムへの参加者は、「**A 型肝炎、破傷風等の予防接種**」を受ける事が必須です。予防接種を受けない場合、現地活動に伴う健康管理上のリスクが相応に高まります。予防接種に関して GONGOVA は、右記の医療機関を紹介しています。【**日比谷クリニック**】東京都千代田区、奥田丈二 院長、TEL: 03.3502.2681

Ⅲ-3 航空券と出入国審査

- (1) 「成田 (NRT) 又は羽田 (HND) ～バンコク (BKK) 乗り継ぎ～チェンマイ (CNX) 又はチェンラーイ (CEI)」の航空切符に関連して、以下のことに御留意下さい。成田空港又は羽田空港のチェックイン・カウンターでは、「E チケット」の控えと旅券を提示すると、次の2枚の搭乗券 (boarding pass) が渡されます。
- ① 「NRT→BKK 間」又は「HND→BKK 間」の搭乗券 ② 「BKK→CNX 間」又は「BKK→CEI 間」の搭乗券
- 上記2枚の搭乗券を、NRT→BKK 又は HND→BKK 間の機内で紛失することのないよう、解り易い所へ仕舞いましょう。BKK の乗り継ぎカウンターでは場合により、これら2枚の搭乗券を航空会社職員に手渡す必要があります。
- (2) タイ国への入国時に入国審査官よりパスポートに挟んで渡される「DEPARTURE CARD」を、出国時まで紛失しない様御注意下さい。このカードは、CNX 空港又は CEI 空港からの出国時に出国審査官に示す必要があります。

Ⅲ-4 タイの度量衡

[面積] 1 ライ = 0.4 エーカー = 0.16ha = 16a = 40m × 40m
[重量] 1 タン = 20kg

Ⅲ-5 予防接種について (その2)

- (1) 破傷風 (tetanus 又は lockjaw) : 1 回目の注射で 10 年間効力が継続します。
- (2) 肝炎 (A 型) (hepatitis) :
- ① ワクチンの場合は 1 回で終了し、1 週間後に効力が発生します。その後、生涯有効です。
- ② 1 回目 → (2 週間後) → 2 回目 → (半年後) → 3 回目 (10 年間有効)。